
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 162

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2017年12月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～イライラによる「危険運転」を防止しよう
- 3・交通事故の裁判事例～故意に事故を起こさせた者は過失責任を問えず
- 4・今日の朝礼話題～冷え込みによるスリップ事故に注意
- 5・【新発売】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」
- 6・【新発売】単行本「安全運転ハンドブック〈改訂版〉」
- 7・【好評発売中】「2018トラック運行管理者手帳」（在庫希少）
「2018バス運行管理者手帳」

// //

★12月後半の安全管理ごよみ

- ◆1日（金）～1月31日（水）
——陸上貨物運送事業「年末・年始労働災害防止強調運動」
- ◆15日（金）～1月15日（月）
——平成29年度年末年始無災害運動
- ◆20日（水）
——道路交通法施行記念日
- ◆22日（金）
——冬至
- ◆23日（金）
——天皇誕生日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2017/11/13/kongetsu-untankanri-dec-2017/>

■危機管理意識を高めよう

『運転者のイライラに配慮し「危険運転」を防止しよう』

東名高速道路で発生した「あおり運転」事故に関して、車の前に割り込まれたことにカッとした運転者が事故を誘発したといった事件の報道が多くなりました。

こうした危険な運転をするのは普段から運転行動に問題のある運転者であり、自社の従業員は安全運転をしているので、むしろ「被害者にならないことを心がけて欲しい」と多くの管理者は考えていることと思います。

しかし、真面目に安全運転をしている運転者が、相手の無謀な運転にストレスを感じて感情を害しやすいという研究もあり、また、普段は性格が温和で対人関係が円滑な人であっても、運転という特殊な環境ではストレスへの反応が過敏になるとも言われています。

他車へのストレス・イライラから問題のある運転行動に陥らないように、運転者の置かれている状況に配慮し、管理者として指導すべきポイントを考えてみましょう。

【続きを読む↓】

<https://goo.gl/JjYny3>

■交通事故の裁判事例

今回は、前車にあおり運転をして、前車の直前に車線変更をして割り込み急ブレーキを踏んで追突された事故で、追突した車の損害賠償責任を認めなかった事例を取り上げます。

『故意に事故を起こさせた者が過失責任を問うことができない』

【事故の状況】

平成25年11月22日午後10時40分頃、Aは普通乗用車を運転して名古屋市緑区の直線道路の第3車線を時速50～60キロで走行していたところ、後ろから普通乗用車Bが第1車線、第2車線が空いているのに、Aのすぐ後ろにつき左右に動いてヘッドライトを上向きにするなどのいわゆるあおり行為をしてきました。

そこで、Aは合図をして第2車線に移行して走行していたところ、Bは第3車線から第1車線まで一気に車線変更した後、合図することなくAの前に車両1台分程度空けて車線変更してきました。

このためAは、スピードを落として車間距離を保とうとしたところ、Bが急ブレーキをかけたためAも急ブレーキを踏み一度は追突を免れましたが、2～3秒後に再度Bが急ブレーキをかけたため、Aも急ブレーキをかけたがほとんど停止する寸前で追突しました。

Bは、バンパーの修理費などの損害賠償を請求しましたが、裁判所では次のように述べて損害賠償を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「Bは、合流車両は存在しないなど正当な理由もないのに2回の急ブレーキをかけており、危険を防止するためにやむを得ない場合を除き急ブレーキをかけてはならないという道路交通法第24条の注意義務を怠っている。Bはその前からあおり行為して不適切な車線変更をしたことを考慮すると、Bの急ブレーキには故意があったものと推認される」

「Aの過失は否定しがたいところであるが、車間距離が車両1台分程度である状況を作り出し、急ブレーキを2回かけたのもBであり、故意にそのような運転をしたBが事故を誘発したものである」

「故意に道路交通法違反の運転をしたBが、Aの道路交通法違反の過失責任を問うことは、信義則上許されないというべきであり、Aに事故の損害を賠償す

べき責任はない」

として、Aの損害賠償責任を認めませんでした。

(名古屋地裁 平成28年1月22日判決)

■今日の朝礼話題

『冷え込みによるスリップ事故に注意』

朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。北国ではすでに雪の降った地域が多いと思いますが、スリップ事故も発生しています。

さる11月25日午前9時半ごろ、岩手県八幡平市の県道で高齢者8人を乗せた介護施設のワゴン車が、凍結した路面でスリップして路肩の縁石に当たり、歩道をはみ出して道路脇にある土地に横転、高齢者3人がけがをしました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/12/01/tw-skid-danger/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

事業所の業務を行うにあたり、自動車の存在は不可欠なものとなっています

が、同時に自動車の使用には様々なリスクが発生します。

本冊子では、安全管理について6つのテーマを取り上げ、従業員が業務中などに事故を起こした際に事業所が負うべき「運行供用者責任」「使用者責任」などの責任の解説や、経営者や管理者が知っておくべき法律の知識をわかりやすく説明しています。

事業所のみなさまの交通安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/mn8nmZ>

■【新発売】「真のプロドライバーを育てる安全運転ハンドブック〈改訂版〉」

※仕様 A5判／208ページ／本文2色・表紙カラー

※価格 1,800円（税別・送料実費）

※監修 物流技術研究会

本ハンドブックは国土交通省告示の「指導・監督の指針」に基づいており（危険物の運搬・安全性向上装置は除く）、ドライバーを指導する際に役立つ基本の知識や、安全運転のためのノウハウをイラストや図解を中心にまとめています。

今回の改訂では平成29年3月に改正の「指導・監督の指針」に対応し、「運転支援装置の役割を正しく知る」を加えました。

各項目の右頁には「プロとして知っておきたい知識」として、プロドライバーや管理者の経験にもとづいた具体的なノウハウや事故事例などを紹介していますので、運行管理者、配車担当者、トラックドライバーなど、どなたにご覧いただいても役立つ内容となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/XxtrqW>

■【好評発売中】手帳「2018トラック運行管理者手帳」（在庫希少）
手帳「2018バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本色2色刷
※価格 各1,200円（税別・送料実費）

両手帳とも運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

どちらの手帳もスケジュール欄が充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

※トラック運行管理者手帳に関しまして、現在在庫が希少となっておりますが、ご要望を多数いただいておりますので追刷いたします。納期は12月末～来年1月上旬を予定しておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成29年12月4日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

